

31北総総第4736号

令和2年2月20日

大都市制度（特別区設置）協議会

会長 今井 豊 様

東京都北区長 花川 輿惣太



特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）について（回答）

令和2年1月20日付大都市制度（特別区設置）協議会会長名による文書においてご依頼のありました特別区名「北区」の使用につきまして、本区としての意見を申し述べます。

北区では、平成28年3月、子育てファミリー層・若年層の定住化等をめざして「北区シティプロモーション方針」を策定するとともに、ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」を設定し、北区の個性と魅力を区内外に積極的に発信しております。本方針に基づく施策をはじめ、様々な取組を推進してきたことで、近年、多くのメディア等で北区の魅力が話題になることが増え、「住みたいまち」「子育てしやすいまち」として認知度が高まり、人口増加等の成果も着実に現れている状況にあります。

また、昨年、北区にゆかりの深い渋沢栄一翁が、新一万円札の肖像に選定されるとともに、令和3年の大河ドラマの主人公に決定されました。このことを受け、渋沢翁の功績や精神の普及をはじめとした「東京北区渋沢栄一プロジェクト」の推進や、23区で初となる大河ドラマ館の開設等、より一層の魅力向上を図る施策展開により、定住人口の増加はもとより、関係人口・交流人口など、北区に関心を持つ人々を増やしていく予定となっております。

こうしたなか、この度の特別区制度における同一名称の使用により、シティプロモーション方針をはじめとした、本区における各施策の推進に影響を与え、北区に愛着をもって生活する多くの区民や、北区に根ざした活動を行う企業等に、大きな戸惑いを生じさせることは想像に難くありません。

以上より、基礎的な自治体としての「北区」は、本区唯一のものであることを希望するため、貴協議会にて再度ご検討くださいますようお願い申し上げます。